

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の管理職手当の支給に関する規則

平成14年3月22日

## 規則第4号

改正	平成17年3月28日	規則第2号	平成17年11月18日	規則第5号
	平成18年3月31日	規則第7号	平成19年3月29日	規則第6号
	平成20年3月10日	規則第1号	平成20年12月15日	規則第5号
	平成22年12月1日	規則第7号	平成25年3月26日	規則第3号
	平成27年4月1日	規則第7号	平成30年7月17日	規則第4号
	令和3年3月31日	規則第2号	令和5年3月24日	規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「給与条例」という。）第23条の規定による、管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理職の範囲及び支給額)

第2条 管理職の範囲及び管理職手当の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の管理職手当の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 前項の規定による額に印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 育児休業法第18条第1項又は印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）第4条の規定により採用された職員 前項の規定による額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例第12条又は第13

条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 前項の規定による額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第3条 管理職手当は、新たに前条の職員としての要件が具備されるに至った場合には、その日から支給し要件を欠くに至った場合には、その日以降は支給しない。

2 前項に規定する管理職手当の支給額は、その者の管理職手当月額をその月の日数（勤務を要しない日を除く。）で除して得た額にその職務に勤務した日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（支給できない場合）

第4条 第2条に規定する職員が、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合には、管理職手当は支給しない。ただし、給与条例第30条第1項の規定に該当する場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により、勤務時間条例第12条に規定する療養休暇を与えられた場合を除く。

2 第2条の別表中、職の欄に掲げる事務取扱又は兼務の場合には、その事務取扱又は兼務に係る管理職手当は支給しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の管理職手当支給規則の廃止）

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の管理職手当支給規則（昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第5号）は廃止する。

（平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間における管理職手当の額の特例）

3 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、第2条第1項の規定にかかわらず、管理職手当の額は、附則別表のとおりとする。

4 第2条第2項の規定は、前項の管理職手当の額について準用する。

（給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する支給額の特例）

5 給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「とする。ただし、管理職手当の支給を受ける職員のうち給与条例附則第8項の規定の適用を受ける

ものにあつては、別表支給額の欄に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする」とする。

附 則（平成17年3月28日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月15日規則第5号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日規則第7号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月17日規則第4号抄）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

管理職の範囲	支給額
補 職 名	
局 長	88,500円
次 長	
参 事	70,800円
技 監	

課 長	66,500円
主 幹	53,200円
課長補佐 副 主 幹	41,700円